

意見案第5号

2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める
意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

平成26年6月19日

提出者 富良野市議会議員 岡本 俊 ⑩

賛成者 同 広瀬 寛人 ⑩

同 同 大栗 民江 ⑩

同 同 天日 公子 ⑩

同 同 今 利一 ⑩

同 同 萩原 弘之 ⑩

—提出先— 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣

2015 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める 意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっている。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要な不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を3分の1から2分の1に復元するなどの制度改善が極めて重要である。

今年度の政府予算では、少人数学級推進のための加配措置は少子化を理由に被災した児童生徒への学習支援(1,000人)を含む1,703人にとどまった。さらに、生活保護費の算定要素である「生活扶助費」を段階的に削減する政策を進めている。生活保護世帯は、全道で12万2千世帯となっており、生活保護費の削減は、「就学援助」を受ける全道9万4千の子ども達に影響を及ぼす恐れがある。

教育現場においては、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計より支出されている。また、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっている。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ている。また、国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっている。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子ども達に行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級編成基準の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るため、下記の項目について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を2分の1に復元すること。
- 2 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生までの学級編成基準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実現すること。
また、住む地域に関係なく子ども達の教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
- 3 子ども達や学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
- 4 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を図ること。
- 5 就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月25日

富良野市議会